

平成 2 9 年 4 月 1 4 日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
業 務 部

基本三角点等の使用報告について（注意喚起）

基本三角点等の使用に当たっては、管理者である各管轄行政庁から使用承認を受け、使用後には「使用報告」を行うことが義務付けられていることは、既にご承知のことと思います。

しかしながら一部の会員において、基本三角点等の使用後の「使用報告」を失念している例が報告されており、このことは本会と各管轄行政庁との信頼関係を失墜させ、「包括使用承認」の継続が中止される等の懸念があるだけでなく、土地家屋調査士制度の発展や会員の円滑な業務の処理の妨げにもなりかねません。

つきましては、会員各位におかれては、基本三角点等の使用後には、必ず「使用報告」の提出をお忘れなきよう、改めてお願い致します。

なお、現在、本会では、江戸川区、中野区、杉並区、品川区、八王子市、多摩市、東村山市、西東京市、清瀬市、立川市、昭島市、東大和市、武蔵村山市及び日野市より、公共基準点の包括使用承認を取得しております。

また、上記に関する情報や都内各自治体における公共基準点の測量成果等の公開状況調査結果等については、本会ホームページ「会員の広場」内、「基準点情報等（データセンター）」に掲載しておりますので、業務の処理に当たっては、当該情報等もご参考いただけますよう、重ねてお願い致します。

「基準点情報等（データセンター）」アドレス

<http://www.tokyo-chousashi.or.jp/members/ki-junten-index.htm>